

紫式部ゆかりのまち宇治魅力発信プロモーション事業業務委託について、契約希望者から提案を受けて契約対象者を決定する公募型プロポーザルにより実施するので、次のとおりお知らせします。

令和 7 年 4 月 11 日

宇治市長 松村 淳子

公募型プロポーザル実施要領

1 目的

宇治市（以下、「本市」という。）では、紫式部や源氏物語ゆかりのまちである宇治の歴史・文化・観光の魅力を更に発信することとし、

- ① “ほんまもん” の素晴らしさを伝える
- ② 源氏物語の世界を伝える
- ③ ゆかりの地との連携

これら 3 つを柱とし令和 4 年度から「紫式部ゆかりのまち宇治魅力発信プロジェクト」（以下、「本プロジェクト」という。）を立ち上げ取組を進めている。

令和 7 年度は、本プロジェクトのスローガンを「千年のときを超え、感じる“ほんまもん”の宇治」とし、世界遺産である平等院、宇治上神社、昨年国宝指定された萬福寺や源氏物語宇治十帖等の歴史・文化、宇治茶等、宇治の魅力を統一感のある包括的なプロモーションにより年間を通して発信し、宇治市内の更なる周遊の促進を目的とし取組を進める。

紫式部ゆかりのまち宇治魅力発信プロモーション事業業務委託（以下、「本業務」という。）は、

- ① 源氏物語を「深める」
- ② 歴史・文化を「感じる」
- ③ 宇治の魅力を「伝える」

これら 3 つの取組を軸とし、観光客のニーズに応じた宇治の魅力を戦略的に発信することで、宇治市への幅広い観光誘客と、宇治市内の更なる周遊の促進を図るものである。

また本市は、第 2 期宇治市観光振興計画（以下、「本計画」という）に基づき、「観光コンテンツの新たな発見」、「豊富な文化観光資源の魅力再発進」、「広域的な観光の推進」等に取り組むこととしており、本市の観光における目標達成や課題解決に向けた取り組みを推進している。

については、本業務を実施する事業者を選定するためのプロポーザルを実施する。このプロポーザルは公募型プロポーザルで行い、提案等の内容について総合的に評価し、最も高い評価を得た事業者を契約候補者として特定する。ただし、適格と認められる事業者がいらないとき等、契約候補者を特定しない場合もある。

2 契約委託内容

(1) 契約件名

紫式部ゆかりのまち宇治魅力発信プロモーション事業業務委託

(2) 契約期間

契約締結日から令和 8 年（2026 年）3 月 31 日まで

(3) 業務概要

受注者は、本業務の目的をよく理解し、企画段階から創意工夫をこらして、本市と十分に協議しながら業務を行うこと。

詳細は「紫式部ゆかりのまち宇治魅力発信プロモーション事業業務委託仕様書」（以下、「仕様書」という）によること。

(4) 事業費（委託上限額）

合計：27,960,000 円

内訳：24,960,000 円（①及び②c、③）

3,000,000 円（②d）

委託上限額内で提案すること。合計金額及び内訳金額は、消費税及び地方消費税相当額含むこととする。

①宇治市内周遊のための情報発信業務

a・WEB 媒体への PR 記事制作・掲載・誘導

b・旅行・タウン情報雑誌への PR 記事制作・掲載・誘導

②パンフレットおよびマップ制作業務

c・紫式部ゆかりのまち宇治 PR 動画を用いた観光マップ

d・中宇治・黄檗地域周遊パンフレット

③その他効果的と考える手法による魅力発信（追加提案）

3 参加者に要求される資格

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項各号に掲げる者でないことのほか、次に掲げる要件を全て満たすこと。

(1) 宇治市競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること。

(2) 本件のプロポーザル参加申込書提出日の最終日及び見積日において宇治市競争

入札等参加資格の停止に関する要領に基づく指名停止措置を受けていないこと。

- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、会社更生法に基づき更生手続開始決定がなされている場合及び民事再生法に基づき再生手続開始決定がなされている場合を除く。
- (4) 宇治市暴力団排除条例（平成 25 年宇治市条例第 43 号）第 2 条第 4 号の暴力団員等又は同条第 5 号の暴力団密接関係者でないこと。
- (5) 過去 10 年間（平成 27 年（2015 年）4 月から参加申込書提出日まで）に元請として行った官公庁発注の観光シティブロモーションの実績を有していること。

4 関係書類の配布

(1) 配布場所

宇治市総務・市民協働部契約課
郵便番号 611-8501
所在地 京都府宇治市宇治琵琶 33 番地
宇治市役所庁舎本館 3 階
電話番号 0774-20-8716
FAX 番号 0774-20-8778

(2) 配布期間

令和 7 年 4 月 11 日（金）から、令和 7 年 4 月 17 日（木）まで。
土曜日及び日曜日を除く毎日、午前 8 時 30 分から午後 5 時 00 分まで。
（正午から午後 1 時までを除く。）

5 プロポーザルへの参加方法

本件の公募型プロポーザルに参加を希望する者は、公募型プロポーザル参加申込書及び様式 1「観光シティブロモーション業務実績調書」を宇治市長に提出しなければならない。なお、本業務実績調書の記載内容は、提案書審査の評価対象とするので注意すること。

(1) 受付場所

本要領 4 (1) に同じ。

(2) 受付期間

本要領 4 (2) に同じ。

6 提案書の提出者について

- (1) 審査の結果、提案書の提出者として選定した者には、令和7年4月25日（金）に電子メール等により連絡するので、本要領10により提案書を宇治市長に提出すること。
- (2) 提案書の提出者として選定されなかった者については、その旨を電子メール等により連絡する。審査経過については公表しないが、非選定理由の説明を求める者には理由を説明する。非選定理由の詳細内容について説明を求めようとする者は、当該通知日の翌日から起算して5日（休日を除く。）以内に、説明を求める内容を記載した書面を、宇治市総務・市民協働部契約課に提出しなければならない。その回答は、当該書面の提出日の翌日から起算して5日（休日を除く。）以内に、宇治市総務・市民協働部契約課において行う。

7 業務等に関する質疑

- (1) 質疑の受付場所及び期間
 - ① 受付場所
本要領4(1)に同じ。
 - ② 受付期間
令和7年4月11日（金）から、令和7年4月25日（金）まで
土曜日及び日曜日を除く毎日、午前8時30分から午後5時00分まで。
（正午から午後1時までを除く。）
- (2) 提出方法
質疑は文書によるものとし質問の要旨を簡単にまとめて箇条書きにすること。なお、持参を原則とするがファックスによる送付も認める。その場合は、併せて電話で連絡し、到着を確認すること。
- (3) 質疑に対する回答
質疑に対する回答は、令和7年4月30日（水）午後1時以降、宇治市総務・市民協働部契約課にて閲覧できる。

8 選定方法及び審査・評価基準

- ・審査委員会を設置し、提出された各提案書の審査を行う。
- ・審査結果についてはプロポーザル参加者全てに通知するが、異議の申し立ては認めない。
- ・評価基準については、別紙「評価基準」のとおりとする。

9 提案書等の提出

- (1) 企画提案書等の作成にあたっての注意事項
 - ・指定した書式に従って作成すること。

- ・ 文字等の色指定はない。
- ・ 文字サイズは 10 ポイント以上とし、文章で表現すること。必要に応じて、表や画像、模式図等を使用してもよい。
- ・ 専門的知識を有しない者でも、理解できる分かりやすい表現を使用し、専門用語を使用する場合は、必ず注釈や説明書を付ける等の配慮をすること。
- ・ 参考資料があれば提案書に添付すること。

(2) 提出書類について

書類名	提出に際しての注意事項等
企画提案書	・ 書式：自由（A4 版：普通紙） ・ 内容：次項 10（1）～（2）について留意すること。 ・ ページ数：自由 ・ 提出部数：10 部
業務実施 スケジュール	・ 書式：自由（A4 版：普通紙） ・ 内容 次項 10（3）について留意すること。 ・ 提出部数：10 部
業務実施 体制	・ 書式：自由（A4 版：普通紙） ・ 内容 次項 10（4）について留意すること。 ・ 提出部数：10 部
業務実績	・ 書式：※様式 1「観光シティプロモーション業務実績調書」、様式 2「観光シティプロモーション担当者実績調書」で提出すること。 ※参加申込時に提出する ・ 内容：次項 10（5）を留意すること。 ・ 提出部数：10 部
参考見積書	・ 書式：自由 ・ 内容：次項 10（6）について留意すること。 ・ 提出部数：10 部（原本 1 部を別途提出すること）

【提出書類の綴り方】

- ・ 提出部数をまとめて提出すること。

(3) 審査資料（提案書）の受付等

① 受付場所

本要領 4（1）に同じ。

② 受付期間

令和 7 年 5 月 12 日（月）から令和 7 年 5 月 16 日（金）まで

午前 8 時 30 分から午後 5 時 00 分まで

（正午から午後 1 時までを除く）

③ 提出方法

郵送または直接持参とする。

④ 提出部数等

9 (2) 提出書類についてのとおりとする。

⑤ その他

- ・ 提案は、提案者 1 者につき 1 案までとする。
- ・ 提出後の追加及び修正は認めない。
- ・ 提出された資料は返還しない。

1 0 企画提案書の作成にあたっての留意点

次に示す重点事項について、本要領及び仕様書を踏まえ、提案者の経験・アイデア・創意工夫にあふれる独創的な企画提案とすること。

企画提案書は紫式部ゆかりのまち宇治魅力発信プロジェクトの趣旨を理解し、第2期宇治市観光振興計画に基づき作成すること。

【紫式部ゆかりのまち宇治魅力発信プロジェクト】

<https://www.city.uji.kyoto.jp/site/murasaki/61939.html>

【紫式部ゆかりのまち宇治キービジュアルスペシャルサイト（仮）】

<http://uji.testup2.jp/murasakisp/>

【第2期宇治市観光振興計画】

<https://www.city.uji.kyoto.jp/soshiki/24/54090.html>

(1) 業務全般

- ・ 本要領「1 目的」を達成するための企画提案全体のコンセプト等を「第2期宇治市観光振興計画」等に基づき具体的に示すこと。
- ・ 提案にあたり、提案者の独自のルートや強みについて示すこと。

(2) 提案内容

- ・ ターゲット設定を明確にし、ターゲットに沿った効果的な企画内容を示すこと。
- ・ 仕様書の業務内容①から③について、提案者が考えるコンセプト、ターゲットの考え方、効果的と考える実施方法を具体的に示しPRすること。
- ・ 宇治での周遊を促進させる方法や多くの人の手に届く工夫・アイデアを具体的に示すこと。

(3) 業務実施スケジュール

実現可能なスケジュールを示すこと。

(4) 業務実施体制

- ・業務内容が的確に遂行されるための人員と組織の体制を示すこと。
- ・予定する体制、人員、役割分担及び各分担間の連携について具体的に記載すること。また、予定する責任者（本市との連絡窓口となる者とする。）及び担当者を明確に記載することとし、それぞれの者の実施業務について記載すること。

(5) 業務実績（業者および担当者）

過去 10 年間（平成 27 年（2015 年）4 月から参加申込書提出日まで）に観光シティプロモーション業務を元請として行った実績を明記すること。（少なくともひとつは官公庁の実績を記載すること）

なお、契約書、仕様書等の写しを添付すること。

(6) 価格評価

- ・仕様書に沿って、貴社の提案を実施する場合の見積金額及び内訳金額（消費税込）を記載すること。
- ・2（4）事業費（委託上限額）上限額を超えないこと。
- ・原本一部には、代表者又は契約代理人名義で記名押印すること。
- ・本業務において想定以上に煩雑になった事項についても、業者負担とするので見積金額の枠内で処理すること。
- ・その他本業務において効果的と考えられる内容がある場合は記載すること。

1.1 提案の審査

- (1) 業者の選定にあたっては審査委員会を設置し、各提案書提出者からの提案書類審査を行い、契約対象者を選定する。
- (2) 審査の方法は書面審査とするが、提案内容に疑義が生じた場合など必要に応じてヒアリングを行う場合がある。なお、審査評価点が満点の 6 割に満たない場合は契約対象者として選定しない。
- (3) 審査評価点が最高得点の者を契約対象者として選定する。なお、提案者が 1 者の場合でも、審査評価点が満点の 6 割以上であれば契約対象者として選定する。
- (4) 審査経過については公表しない。非選定理由の説明を求める者には理由を説明する。非選定理由の詳細内容について説明を求めようとする者は、当該通知日の翌日から起算して 5 日（休日を除く。）以内に、説明を求める内容を記載した書面を、宇治市総務・市民協働部契約課に提出しなければならない。その回答は、当該書面の提出日の翌日から起算して 5 日（休日を除く。）以内に、宇治市総務・市民協働部契約課において行う。

- (5) 審査結果についてはプロポーザル参加者すべてに通知するが、不服及び異議の申し立ては認めない。

1 2 業務委託契約の締結

本市にとって最適の提案をした者を審査委員会で選考し、契約候補者とする。選定した契約候補者と契約条件の協議を行い、協議が整えば随意契約の手続により、業務委託契約を締結するものとする。

1 3 参加報酬

プロポーザル参加報酬は支給しないのであらかじめ了承されたい。

1 4 閲覧

宇治市財務規則（昭和 44 年宇治市規則第 1 号）及び宇治市業務委託契約書約款は、宇治市総務・市民協働部契約課で閲覧することができる。

1 5 その他

- (1) 提案書の提出を辞退しても、これを理由として不利益な取り扱いをすることはしない。
- (2) 選定後に契約対象者との契約条件に係る協議において、提案内容から大幅な変更が生じた場合は、次点となる提案をした者を契約対象者とする。ただし、提案内容が要求水準に達していない場合は次点とは見なさない。
- (3) 契約後に、市がやむを得ないと認める理由により、大幅な変更が発生した場合は、代案及び契約金額の減額等について協議を行う。
- (4) 1 から 15 までに定めるもののほか、宇治市財務規則の定めるところによる。なお、本要領に示した書類のほか宇治市長が必要と認める書類の提出を求めることがある。また、事務上の都合により、必要に応じて宇治市長が一部を変更し、また追加する場合がある。

別紙 評価基準

	評価項目	評価基準(主な着眼点)	視点	配点 詳細	配点
1	基本理念	宇治市の観光施策に対する考え方・現状・課題を理解し、目的に沿った提案がなされているか	紫式部ゆかりのまち宇治魅力発信プロジェクトの趣旨を理解し、本プロジェクトに基づいた業務提案がなされているか。 「第2期宇治市観光振興計画」を理解し、本計画に基づいた業務提案がなされているか。 本業務全体を通して統一感のあるプロモーションとなっているか。	10 10 10	30
2	業務内容	①宇治市内周遊のための情報発信業務 ②パンフレットおよびマップ制作業務 ③追加提案	<a・WEB媒体へのPR記事制作・掲載・誘導>について、方法(発信力、計画性、記事への誘導、ターゲット等)を記載し、周遊につながる提案がなされているか。 <b・旅行・タウン情報誌へのPR記事制作・掲載・誘導>について、方法(発信力、記事への誘導、ターゲット等)を記載し、周遊につながる提案がなされているか。 <c・紫式部ゆかりのまち宇治PR動画を用いた観光マップ制作・印刷>について、動画およびキービジュアルスペシャルサイト(仮)の趣旨を理解し、周遊につながる工夫のある提案であるか。また成果物が、キービジュアルスペシャルサイト(仮)の視聴や、より多くの人の手に届くような工夫・アイデアがあるか。 <d・中宇治・黄檗地域周遊パンフレット制作・印刷>について、黄檗地域の魅力を活かし、地域間の周遊につながる工夫がされた提案であるか。また成果物が、より多くの人の手に届くような工夫・アイデアがあるか。 その他効果的と考える手法による魅力発信追加提案(加点)	20 20 20 10	90
3	業務実施スケジュール	実現可能なスケジュールが示されているか。	業務内容と日程の関係が妥当か	5	5
4	業務実施体制	業務内容が的確に遂行されるための人員と組織の体制が整っているか	適切にかつ確実に実施できる体制か	5	5
5	業者の実績	観光シティブロモーション業務における実績について	過去(元請、過去10年以内)に観光シティブロモーション業務を行った実績があるか。 ※少なくともひとつは官公庁の実績を記載すること。 業務内容が確認できる資料および、成果が確認できる資料を可能な限り提出すること。	10	10
6	担当者の実績	観光シティブロモーション業務における実績について	過去(元請、過去10年以内)に観光シティブロモーション業務を行った実績があるか。 ※少なくともひとつは官公庁の実績を記載すること。 業務内容が確認できる資料および、成果が確認できる資料を可能な限り提出すること。	10	10
7		予定価格内の見積となっているか	消費税及び地方消費税相当分を含んだ額であり、かつ予定価格内であるか	可否	可否

合計

150

仕様書

1 業務名

紫式部ゆかりのまち宇治魅力発信プロモーション事業業務委託

2 期間

契約締結日から令和8年（2026年）3月31日まで

3 業務場所

宇治市 他

4 業務概要

宇治市（以下、「本市」という。）では、紫式部や源氏物語ゆかりのまちである宇治の歴史・文化・観光の魅力を更に発信することとし、

① “ほんまもん” の素晴らしさを伝える

② 源氏物語の世界を伝える

③ ゆかりの地との連携

これら3つを柱とし令和4年度から「紫式部ゆかりのまち宇治魅力発信プロジェクト」（以下、「本プロジェクト」という。）を立ち上げ取組を進めている。

令和7年度は、本プロジェクトのスローガンを「千年のときを超え、感じる“ほんまもん”の宇治」とし、世界遺産である平等院、宇治上神社、昨年国宝指定された萬福寺や源氏物語宇治十帖等の歴史・文化、宇治茶等、宇治の魅力を統一感のある包括的なプロモーションにより年間を通して発信し、宇治市内の更なる周遊の促進を目的とし取組を進める。

紫式部ゆかりのまち宇治魅力発信プロモーション事業業務委託（以下、「本業務」という。）は、

① 源氏物語を「深める」

② 歴史・文化を「感じる」

③ 宇治の魅力を「伝える」

これら3つの取組を軸とし、観光客のニーズに応じた宇治の魅力を戦略的に発信することで、宇治市への幅広い観光誘客と、宇治市内の更なる周遊の促進を図るものである。

また本市は、第2期宇治市観光振興計画（以下、「本計画」という）に基づき、「観光コンテンツの新たな発見」、「豊富な文化観光資源の魅力再発進」、「広域的な観光の推進」等に取り組むこととしており、本市の観光における目標達成や課題解決に向け

た取り組みを推進している。

上記を踏まえ、本プロジェクト及び、本計画における目的や課題解決を達成するため、本市の取組と連携した効果的かつ統一感のあるプロモーション業務を行うこと。

【業務内容】

主な業務内容は次の①から③までとする。

ただし、内容の詳細は契約後に発注者と調整し決定する。

①宇治市内周遊のための情報発信業務

a・WEB 媒体への PR 記事制作・掲載・誘導

b・旅行・タウン情報雑誌への PR 記事制作・掲載・誘導

②パンフレットおよびマップ制作業務

c・紫式部ゆかりのまち宇治 PR 動画を用いた観光マップ

d・中宇治・黄檗地域周遊パンフレット

③その他効果的と考える魅力発信（追加提案）

各業務におけるターゲット設定は業者提案とするが、意図を明確にすること。

① 宇治市内周遊のための情報発信業務

＜WEB 媒体への PR 記事制作・掲載・誘導＞

- ・受注者は、新規取材撮影を基本として、記事を制作すること。
- ・記事の制作にあたっては本プロジェクトのキービジュアルや PR 動画を効果的に活用すること。
- ・年間を通し本市が開催する各イベントを、記事内で周知・告知等の情報発信を行うこと。各イベントについては、発注者との協議のうえ決定する。
- ・作成した原稿は、発注者と受注者の協議により、内容の校正を 1 回以上行うこと。ただし、記事内のスポットや店舗については受注者が直接校正確認を行うこと。
- ・年間を通じ広く PR 記事を制作・発信すること。（年間 6 本以上）（1 本につき、3,000 PV 以上想定）
- ・公開した PR 記事への誘導施策を展開すること。
- ・進行管理について、交渉内容や取材内容等を含め、書類で事業に関する進捗管理の記録を行い、成果としてまとめること。
- ・各 PR 記事の公開後は、効果検証（PR 記事の PV 数、クリック率、アクセスユーザー属性等）を行い、発注者にレポートを提出すること。また、全記事掲載後には、年間を通じた PR 記事発信についてのまとめレポートを提出すること。

<旅行・タウン情報雑誌への PR 記事制作・掲載・誘導>

- ・秋と春の観光シーズンに向けて、令和 7 年（8 月～10 月）、令和 8 年（1 月～3 月）に発刊予定の旅行・タウン情報雑誌へ年 2 回の掲載を提案すること。
- ・旅行・タウン情報雑誌は、年間発行予定部数 5 万部以上、書店での販売が 1 か月以上あるものとする。
- ・受注者は、新規取材撮影を基本として、記事を制作すること。
- ・記事の制作にあたっては本プロジェクトのキービジュアルや PR 動画を効果的に活用すること。
- ・作成した原稿は、発注者と受注者の協議により、内容の校正を 1 回以上行うこと。ただし、記事内のスポットや店舗については受注者が直接校正確認を行うこと。
- ・掲載ページ数は基本業者提案とするが、最低 6 ページ以上の掲載とする。
- ・販売における広報 PR を自社 SNS 等で行うこと。
- ・進行管理について、交渉内容や取材内容等を含め、書類で事業に関する進捗管理の記録を行い、成果としてまとめること。

② パンフレットおよびマップ制作業務

<紫式部ゆかりのまち宇治 PR 動画を用いた観光マップ制作・印刷>

- ・本プロジェクトのキービジュアルや PR 動画内で描かれた場所、その場所にまつわるエピソード等を紹介し、市内周遊を促進するマップにすること。
- ・紫式部ゆかりのまち宇治キービジュアルスペシャルサイト（仮）との、整合性を持たせたマップにすること。またスペシャルサイト（仮）への誘導につながる工夫をすること。
- ・新規取材を基本とし、各施設及び関係団体への取材・撮影依頼及び掲載内容確認（校正）、動画のキャプション等については、受注者が行うものとする。
- ・掲載スポットについては業者提案を基本とするが、発注者と協議のうえ決定する。
- ・カラーユニバーサルデザイン及びメディアユニバーサルデザインに配慮すること。
- ・写真、イラスト等誌面の構成に必要な資料等は受注者において入手することを基本とする。ただし、時期等の関係上で入手困難な写真等がある場合は、発注者所有の写真や資料を使用することができる。
- ・パンフレットは全ページフルカラーとし、ページ数およびサイズ、部数については業者提案のもと、発注者と協議のうえ決定すること。ただし、ページ数は 6 ページ（表紙・裏表紙は含まない）以上、部数は 4,000 部以上とする。
- ・成果物の納品は 10 月末までに行うこと。
- ・発注者の作成に係る意図を汲み取り、より分かりやすい紙面にすること。
- ・発注者の指示に基づき校正作業を実施すること。
- ・印刷物を増刷するために必要なデータは発注者に納品し、増刷は発注者で適宜行う

こととする。データの納品方法は電磁的記録媒体とする。

- ・納品されたデータをもとに掲載施設の住所、電話番号、料金など、レイアウト変更を伴わないデータ情報の修正は適宜発注者で行うことができる。
- ・本市が管理している HP や SNS、市政だよりへの掲載は発注者で適宜行うことができる。

<中宇治・黄檗地域周遊パンフレット制作・印刷>

- ・企画立案、デザイン、写真撮影、原稿作成、レイアウト、編集、構成、印刷、製本など観光パンフレット作成に必要な全ての作業を実施すること。
- ・新規取材を基本とし、各施設及び関係団体への取材・撮影依頼及び掲載内容確認（校正）については、受注者が行うものとする。
- ・掲載スポットについては業者提案を基本とするが、発注者と協議のうえ決定する。なお、黄檗地域は国宝に指定された黄檗山萬福寺を掲載スポットのひとつとし、中宇治地域との周遊につながる工夫をすること。
- ・カラーユニバーサルデザイン及びメディアユニバーサルデザインに配慮すること。
- ・写真、イラスト等誌面の構成に必要な資料等は受注者において入手することを基本とする。ただし、時期等の関係上で入手困難な写真等がある場合は、発注者所有の写真や資料を使用することができる。
- ・パンフレットは全ページフルカラーとし、ページ数およびサイズ、部数については業者提案のもと、発注者と協議のうえ決定すること。ただし、ページ数は6ページ（表紙・裏表紙は含まない）以上、部数は4,000部以上とする。
- ・印刷物および日本語版のデータは10月末までに納品すること。
- ・別途、英語版のデータを制作し、11月末までに納品すること。
- ・発注者の作成に係る意図を汲み取り、より分かりやすい紙面にすること。
- ・発注者の指示に基づき校正作業を実施すること。
- ・印刷物を増刷するために必要なデータは発注者に納品し、増刷は発注者で適宜行うこととする。データの納品方法は電磁的記録媒体とする。
- ・納品されたデータをもとに掲載施設の住所、電話番号、料金など、レイアウト変更を伴わないデータ情報の修正は適宜発注者で行うことができる。
- ・本市が管理している HP や SNS、市政だよりへの掲載は発注者で適宜行うことができる。

③ その他効果的と考える魅力発信（追加提案）

上記の手法にとらわれない効果的な魅力発信がある場合は追加提案すること。

5 成果報告

本事業における成果として、測定結果やその他成果をわかりやすくまとめた冊子等を作成すること。詳細は発注者と協議のうえ決定する。

6 体制

- ・本業務の遂行にあたり、専門的知識や豊富な実践経験を有する人材により構成されたチーム体制とすること。
- ・常に連絡の取れる担当者を一人以上配置し、その担当者が責任を持って発注者が指名する本市担当者との連絡調整等を行うこと。

7 著作権等

- ・本業務の、成果及び成果品、途中成果品（いずれも印刷物及びデータ）の著作権及び版権は、受注者に帰属するものとする。ただし、本業務以外で成果物を使用する場合は事前に発注者と協議を行うこと。
- ・本業務を実施するにあたり、使用する図表やデータ、画像等の著作権・使用権等の権利については、受注者において使用許可を得ること。なお、これを怠ったことにより、著作権等の権利を侵害したときは、受注者はその一切の責任を負うものとする。
- ・受注者は、第三者との間に著作権その他権利にかかる権利侵害の紛争等が生じた場合、当該紛争等の原因が宇治市の責めに帰する場合を除き、受注者の責任、負担において解決すること。

8 守秘義務

- ・受注者は、本業務に関して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。
- ・受注者は、本業務に関して知り得た個人情報の取扱いについては、特記仕様書を遵守すること。

9 支払について

委託料は業務完了後、受注者の請求に応じて契約金額を支払う。

10 その他

- ・成果物に誤りや不備が発見された場合は、委託期間完了後であっても受注者の責任において無償で修正、補償等を行うものとする。
- ・この仕様書に定めがある事項以外、または疑義が生じたときは、発注者と受注者が別途協議するものとする。
- ・プロポーザルで行われた提案については、本仕様に含まれるものとする。